兵庫県公報

令和７年３月24日　月曜日　　号　　外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

訓　　令　　ページ

○ 職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令（職員課）…… 1

県議会告示

○ 兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 …… 1

訓　　令

兵庫県訓令第１号

本　　庁
地　方　機　関

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月24日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服等貸与規程（昭和37年兵庫県訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「夏用シヤツ」を「夏用シャツ」に改める。

別表２の款乗用自動車の運転の業務に従事する専従運転員の項及び上記以外の自動車の運転の業務に従事する者の項中「夏用シヤツ」を「夏用シャツ」に改め、同表６の款中「あつて」を「あって」に改め、同表19の款乳質改善指導の業務に従事する者の項中「夏用シヤツ」を「夏用シャツ」に改め、同表23の款建築、木工、左官、製版又は印刷の技術の指導業務に従事する者の項中「あつて」を「あって」に改め、同款塗装の技術の指導業務に従事する者の項中

「作業帽」

を

「作業帽
　安全靴」

に、

「６箇月
　１　年」

を

「６箇月
　１　年
　１　年」

に改める。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

県　議　会　告　示

兵庫県議会告示第１号

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月24日

兵庫県議会議長　浜　田　知　昭

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年３月20日議会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第７号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第８号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の右に「又は同法第95条の２第２項第１号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第５条第２項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第９条第８項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第11条第１項第１号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第12条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第11号中「□健康保険被保険者証」を削る。

様式第16号中「□健康保険被保険者証」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。ただし、第３条第10号の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（令和７年３月24日）から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

３　この規程の施行の際現に改正前の都道府県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づき提出された書類は、改正後の都道府県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づき提出されたものとみなす。